

学校教育活動再開に向けた段階的な対応（参考例）

小中学校および義務教育学校

幼小中教育課

月	日	曜	段階的対応	
5	11	月	登校日を設定することができる	休業期間
	20	水	<ul style="list-style-type: none"> ・地域や学校の状況を踏まえ、感染予防に最大限配慮したうえで、段階的に必要な登校日を設けることで、全ての児童生徒が学校での生活習慣や学習習慣を取り戻せるよう段階的に学校教育活動を再開していけるようにする。 ※学年の登校日数に軽重をつけるなど、地域の状況に合わせて実施する。 <分散登校の例>	
	21	木		
	22	金		
	23	土		
	24	日		
	25	月		
	26	火		
	27	水		
	28	木		
	29	金		
30	土			
31	日			
6	1	月	授業での時間や日数を増やす	再開期Ⅰ
	2	火	<ul style="list-style-type: none"> ・授業日には、次の日の家庭学習の内容について説明を行い、次の授業日にその状況を確認するなど効果的な家庭学習となるよう工夫する。（参考資料1参照） ・授業においては、指導順序の変更や教師による適切な事前・事後の指導と家庭学習の組合せによる指導計画の立案など、各教科の指導計画の見直しを検討する。 	
	3	水		
	4	木		
	5	金		
	6	土		
	7	日		
	8日（月）以降			
		<ul style="list-style-type: none"> ・再開後の学校生活への不安や新しい環境でのストレスを抱える児童生徒に対して、学級担任や養護教諭を中心に、様子を十分観察するなど、子どもの気持ちに寄り添った支援を行う。（参考資料2参照） 		再開期Ⅱ
		<ul style="list-style-type: none"> ・三密を避けるため、自教室だけでなく、特別教室や図書室、空き教室なども利用する。 ・地域の関係機関と連携をとるなどして、近隣の公共施設などの利用も検討する。 		

※実施にあたっては、令和2年5月13日付け 文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課 事務連絡「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等に関するQ&Aの送付について（5月13日時点）」およびこれに記載の別添参考資料1～4（配付済み）を参照ください。